

令和 8 年度佐伯市会計年度任用職員募集要項 (コミュニティセンター職員)

コミュニティセンターにおいてセンター業務を行う会計年度任用職員（コミュニティセンター職員）の採用試験を実施します。（コミュニティセンター職員は、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（一般職の非常勤職員）です。）

1 募集内容

職 種	予定 人員	勤務場所 (コミュニティセンター)	職務内容
センター長	1 人	鶴見地域コミュニティセンター	別紙参照
センター事務員	1 人	下堅田地域コミュニティセンター	・地域の活性化に資する業務 ・センター長業務補助

2 勤務条件等

職 種	勤務時間	勤務日数	報酬月額
センター長	9 時 00 分から 17 時まで (うち休憩時間 45 分)	週 5 日	194, 100～209, 000 円
センター事務員	9 時 00 分から 17 時まで (うち休憩時間 45 分)	週 5 日	183, 800～194, 100 円

- ・ 報酬月額 報酬月額は年齢や経験年数に応じて採用後決定します。
- ・ 任用予定期間 **センター長：採用決定後～令和 9 年 3 月 31 日**
※任用期間満了後、選考等を経て再度任用される場合があります。
センター事務員：採用決定後～令和 8 年 7 月 31 日
※原則、上記の期間としますが、双方の都合により変更する場合があります。
- ・ 試用期間 新規の任用・再度の任用に関わらず、任用時はすべて条件付採用（試用期間）とし、原則として任用後 1 か月を良好な成績で勤務した時に正式採用となります。

3 受験資格

職 種	受 験 資 格
センター長	・ パソコン（マイクロソフト Word、Excel 等）ができる人 ・ 普通自動車運転免許を保有している人
センター事務員	・ パソコン（マイクロソフト Word、Excel 等）ができる人 ・ 普通自動車運転免許を保有している人

※ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。（地方公務員法第 16 条の欠格事項）

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 佐伯市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 手当及び社会保険料等

(1) 手当

ア 「期末手当」は、6月、12月の年2回、勤務期間等に応じて支給します。

イ 通勤距離が2km以上となる場合は市の規定により「通勤手当に相当する費用弁償」を支給します。(定期券代含む。)

(2) 社会保険料等

原則、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、公務災害については、市の条例により公務災害補償が適用されます。

5 その他

(1) 休日・休暇等

ア 休日は原則として、土・日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)です。※センター業務により休日に勤務する場合は、振替休日を取得します。

イ 年次有給休暇は、継続勤務年数に応じ取得できます。

ウ 特別休暇は、市の規定により取得できます。

(2) 服務

任用期間中は、一般職の地方公務員として地方公務員法に規定される以下の義務を負います。

- ・ 服務の宣誓
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・ 信用失墜行為の禁止
- ・ 秘密を守る義務
- ・ 職務に専念する義務
- ・ 政治的行為の制限等
- ・ 争議行為の禁止

※なお、営利企業等への従事(兼業)は可能ですが、届出が必要です。

6 選考方法について

(1) 選考科目

書類選考及び面接

(2) 選考日程

申込があった順に書類選考及び面接を行います。

面接日時等の詳細については、申込書の受理後、「受験案内」を郵送にてお知らせします。

7 選考申込手続

(1) 申込方法及び申込先

募集要項の内容を十分確認の上、「令和8年度佐伯市会計年度任用職員(コミュニティセンター職員)採用試験申込書兼登録申込書」に必要事項を記入し(写真貼付)、下記申込先へ提出してください。(本人持参、代理持参、郵送可)

提出された申込書類の返却はできませんのでご了承ください。

【申込先】

〒876-8585 佐伯市中村南町1番1号
佐伯市役所 コミュニティ創生課住民自治推進係 宛

※郵送で申し込む場合は、簡易書留で送付してください。

※持参で申し込む場合は、佐伯市役所 本庁舎 2階 41番窓口までお越しください。

※受付時間は平日の8時30分から17時までです。

8 「募集要項」「採用申込書」の配布場所

- ・ 佐伯市公式ホームページ
- ・ コミュニティ創生課住民自治推進係

【問合せ先】

〒876-8585
佐伯市中村南町1番1号 佐伯市役所
コミュニティ創生課 住民自治推進係
電話番号 0972-22-4059 (直通)